

平成 28 年熊本地震等に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

1 ハローワークに来所できない場合は、「失業の認定日の変更」ができます。

地震等の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要）。

失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで失業給付の手続きをすることができます。

※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

地震の時点で熊本県内の事業所で勤務していた方について、①災害により休業した場合、②災害により一時的に離職した場合に雇用保険の失業給付を受給できる特例措置があります。

① 熊本県内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくとも、失業給付を受給できます。

② 熊本県内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

○ 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

○ 給付制限を受けている方（退職理由が自己都合の方など）は、給付制限の短縮（3ヶ月→1ヶ月）により、給付開始時期が早まります。

○ 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者休業票」（①の場合）又は「雇用保険被保険者離職票」（②の場合）、身分証明書（運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×横2.5cm）が必要です（ただし、受給手続きに必要なこれらの確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。）。

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。（詳細内容は、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。）

厚生労働省・青森労働局

青森労働局管内ハローワーク一覧表

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
青森労働局職業安定部 職業安定課	〒030-8558 青森新町 2-4-25 青森合同庁舎 7 階	017-721-2000
ハローワーク青森	〒030-0822 青森市中央 2-10-10	017-776-1561
ハローワーク八戸	〒031-0071 八戸市沼館 4-7-120	0178-22-8609
ハローワーク弘前	〒036-8502 弘前市南富田町 5-1	0172-38-8609
ハローワークむつ	〒035-0063 むつ市若松町 10-3	0175-22-1331
ハローワーク野辺地	〒039-3128 上北郡野辺地町字昼場 12-1	0175-64-8609
ハローワーク五所川原	〒037-0067 五所川原市敷島町 37-6	0173-34-3171
ハローワーク三沢	〒033-0031 三沢市桜町 3-1-22	0176-53-4178
ハローワーク三沢 十和田出張所	〒034-0082 十和田市西二番町 14-12 十和田奥入瀬合同庁舎 1 階	0176-23-5361
ハローワーク黒石	〒036-0383 黒石市緑町 2-214	0172-53-8609